

令和2年度6月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和2年6月10日(水)
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室
 出席者 農業委員 6名、最適化推進委員 8名
 事務局2名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和2年度第3回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、2番 影山委員・3番 中曾委員にお願いします。
車議長	4番の報告事項の前に、さきほど申し上げました農業委員会における審議の方法につきまして、(案)があるということで事務局の方から説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。
事務局	説明をさせていただきます。 さきほど会長からもご案内いただきましたとおり、別紙の方で、農業委員会における審議の方法について(案)ということで、お配りさせていただいています。 農業委員会では、農業委員会等に関する法律に基づいて、議事に関係者はサインを出来ないこととなっています。 農業会議にも確認いたしまして、他町でも、特に利用権設定については、議案を区切って退席をそれぞれしているということ聞いていますので、本町の農業委員会においても同様の方法で行なえたらと思っていますところ。 今後、伯耆町農業委員会においても、以下のように関係委員が議事に参加しないよう徹底したいと思っています。 ただし、議決権のない農地利用最適化推進委員については、退室までしていただく必要はありませんが、議事に関する発言等はできないということでお願いしたいと思います。 関係農業委員については、議事の審議の際には、退室していただきます。 利用集積計画や配分計画は、関係委員ごとと、それ以外に分けて審議出来るよう利用権設定台帳をそれぞれ別紙とする。 会長が関係委員である場合は、職務代理を議長とする。 一議案に会長と職務代理が関係委員である場合は、農地部会長を議長とする。 ということで、(案)として、提示させていただきます。 ご検討のほど、よろしく願いいたします。
車議長	事務局から説明がありましたが、何かご不明な点がありましたら、ご質問お願いします。
井上委員	発言が出来ないのは議事だけで、報告事項は関係ありませんか。
事務局	報告事項では審議をしないので、関係ありません。 例えば、3条に妹尾さんが所有者として出される場合とかは、その議事だけを指します。
影山委員	農地利用最適化推進委員は退室まではしなくていいということですが、やはり退室してきちんとした方がいいと思います。

車議長	県の農業委員会は、退出しなくてもいいということなのでしょうか。
事務局	農地利用最適化推進委員までは確認していませんが、あくまで案なので、たたき台くらいに考えていただけたらと思います。
事務局	わかりやすくしていただくのでしたら、今影山委員が言われたようにされるのが明瞭でわかりやすいと思います。
車議長	あやふやなことは止めて、農地利用最適化推進委員もそれに該当する人なら、退室してもらおうという方が、一番わかりやすくていいのではないのでしょうか。
事務局	農地利用最適化推進委員の議案も別に区切るということになります。
井上委員	利用権設定の関係ですか、それは。3条とか5条とかも分けるということですか。
事務局	利用権設定は、今も1とか2とか、枝番がついているので、分かれている形です。
車議長	今までも普通の3条とか、4条とかの時は退席してもらっていましたが、利用権設定の集積計画の審議に関しては、退出せずにみんなで協議をしていたわけですが、その分が増えることになります。
事務局	会長がアナウンスする時に分けにくいので、色でも付けてないと分けにくいので、それなら最初から分けておいた方がいいのではないのでしょうか。
車議長	推進委員は発言等を控えるとか、出来ないとか書いてありますが、退出するのだから、ここは削除してもいいと思います。 関係者の農業委員・推進委員は退出していただくということで、よろしいですか。
畑委員	この農業委員の件で、今も認定農業者は何割とかという定数がありますよね。 議案はいいにしても、今の集積計画でいうと、なにか反比例するような方法ではないか と思います。定数は6割でしたか、何割以上ですか？
事務局	5割、過半数以上です。
畑委員	ということは、今の時期的にいったら、2月とか3月になったら、ほとんどの委員が利用権設定の関係者として出てくるのではないのでしょうか。
事務局	ですから、個別になります。 たとえば、畑委員さんの審議の時には、畑委員さんだけが退出ということですか。
畑委員	それはわかりますが、利用権設定の時は、ざっと目を通してから審議でしたが、全部そうするわけですか。
事務局	そういうことです。
畑委員	百何十番までとか出てくるのも全部するということですか。
事務局	利用権設定を該当委員さんごとに分けますので、今回は畑委員さんの利用権設定についてですので、畑委員さんに退出をお願いします。残りの認定農業者の方の委員さんは残られます。
畑委員	今まで一括して審議していたのを分けて審議するということですか。
事務局	ひとりひとりに分けて審議します。
畑委員	わかりました。
車議長	事務局は大変になります。 今まではズラッと並べておけば良かったのですが、これをすると委員さんごとに分けな いといけないので、事務局は仕事量が増えて大変になります。 畑さんが3筆あったら、畑委員さんが3筆まとめて退出する、影山委員さんが10筆あ ったら、影山委員さんが10筆まとめて退出する、それを審議する時にはそのようにし

	ます。
加川委員	事務局が大変ですから、書類はいっしょでもいいのではないのでしょうか。
車議長	事務局は大変だとは思いますが、一番から百何十番まであるのに、今度はひとつずつ審議しないといけなくなります。 更新になった場合、たくさん出てきますから。
井上委員	委員さんの名前ごとにまとめればいいじゃないですか。
事務局	まとめるつもりです。
井上委員	提出された順番ではなくなるから、順序が変わってきます。
畑委員	わかりました。けっこうです。
事務局	ですから、同居の親族とか書いてありますから、それが事前にわからない可能性がありますので、それは委員さんの方から情報提供をいただかなくてはいけなくなると思います。
畑委員	一応議案を送られた時に目を通して、抜けていたりしたらどうなりますか。
事務局	差し替えることになると思います。
畑委員	差し替えまでされなくても、当日に親族等のことは口頭で追加説明ということではないのでしょうか。
事務局	同居の親族の方ですから、ほぼないとは思いますが。 ご本人のお名前がほぼ100%ではないかと思えます。
井上委員	2番目の前項の規定は、部会に準用する。となっていますが、部会は農地部会とか、そういうことですか。
事務局	そういうことです。
車議長	他に何か、ありませんか。
車議長	ないようですので、さきほど出ましたご意見を手直しいたしまして、またお配りしたいと思えます。 そのとおりに実行していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。
車議長	では、農業委員会における審議の方法(案)につきましては、改正したものを皆様にお配りいたしますので、そのように今後進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。
4 報告事項	
	【報告第5号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について】
	【報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	報告第5号・第6号を一括して事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第5号・第6号の朗読
車議長	事務局からの報告が終わりました。 皆様の方から何か、ご質問はございますか。
加川委員	転用期間が永久と書いてありますが。
事務局	鉄塔が建つということで、永久という書き方になっています。
加川委員	鉄塔が建つのですか。
事務局	鉄塔の新設ということで、伺っています。

井上委員	ここの所有者は誰ですか。
事務局	所有者は松原正志さんという方で、現況は休耕ということで、耕作はしていない状態だということで書類が提出されています。売買金額やその契約の内容については、事業計画の中に含まれていませんので、いくらで売買されるかということとはわかりませんが、所有権が移転するということは間違いありません。
井上委員	普通なら、そういった永久的な施設を作る場合は、買収してもらって転用してもらうのが本当の姿ではないですか。面積によっては、5条申請にはならないかもしれませんが。
事務局	頭にも書いてありますが、認定電気通信事業者ですので、法律の規定によって転用の許可が不要ということになっていますので、報告事項とさせていただきます。
井上委員	そうすると、これは田で残っているわけですが、遊休農地というか、耕作放棄地の取り扱いはどうなりますか。
事務局	もう転用で報告が上がっているので、農業委員会としては農地から落とします。
井上委員	落とさないで、いつまでもB判定のままではいけません。
井上委員	非農地になるから、農地パトロールの時には外さないといけませんね。
事務局	そういうことで、お願いします。
車議長	他にはご意見ありませんか。
車議長	ないようですので、以上のとおり、報告第5号・第6号、報告させていただきます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
車議長	議案第12号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。
事務局	議案第12号1から3の朗読
車議長	説明が終わりました。1番から審議に入りたいと思います。 1番の農業委員の加川委員さん、説明の方よろしくお願ひいたします。
加川委員	ここの土地は野坂さんと事務局と原口さんと現地立会をしました。 ここは以前、この奥の方に原口さんが農地を持っておられますが、今までは以前審議していただいた、小林の林原さんのところを通って行っていました、今回そこが通れないようになったので交換で、非農地にするということです。 もう何年も耕作していない状況ですので、審議のほどお願いします。
車議長	野坂委員さん、補足説明何かありますか。
野坂委員	進入路がない土地で、入るためには加川委員が説明されたとおり、去年は入り口が2つとも非農地になってしまって、そこは今出ているところを進入路にするために、交換してもらおうということで、道路を作るために非農地申請が出ていると思いますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方、終わりました。何か、ご意見・ご質問はありますか。
影山委員	2番、影山です。非農地にするためには耕作を何十年以上していないというように決まっていますから、ここの書き方も『何年も』というのではおかしいと思います。 3年でも5年でもいいのかということになります。 20年以上とかになっていますから、何年ではおかしいので、書き方をきちんとしても

	らうようにお願いします。内容は道路の進入路ということがわかりますけど、知らない人は、うちも4～5年耕作してないから非農地にしてしまおうとする人も出てくるかも知れませんか。
加川委員	手前の方は全然耕作されていません。
事務局	ここの部分がされていません。分筆されたので。
畑委員	先ほどから非農地というのが出ていますが、非農地というのは、20年という限定はありません。 農地法第30条の利用状況調査で、農業委員が再生困難と判断した土地 さっき言われたように、木が少々生えていて、草ぼうぼうで これは平成30年6月12日、県の方（農業会議）からも来ていただいて、長山で行なった農地パトロールに対しての研修会の時、その中で、A判定・B判定か、通常農地か、遊休農地の2号とか。 写真で見れば、ちょっとまだそれらしき感じではありませんけど、地元農業委員が現地立会して再生困難であると判断されたのですからいいのではないですか。
車議長	他に何かご質問・ご意見はありませんか。
車議長	ないようですので、裁決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	議案第12号1番 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第12号1番は承認されました。
車議長	続きまして、2番と3番が同じような場所ですので、4番の農業委員の畑委員さん、一括して説明の方よろしく願いいたします。
畑委員	航空写真を見ていただきますと、一番下に澤田さんの分があります。 備考欄にも書いてありますが、平成29年度にB判定をしています。その後毎年確認をしていますけど、現状は変わらず、だんだんと山林化しています。 今は、砂取り場の所有権は日吉津土建に変わったのでしょうか、そのすぐ横の方でして何ら非農地に関しましても、周辺地域に何ら問題はありませんで、審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
車議長	現地を確認されたのは、畑委員さんですか。
畑委員	平成29年度には、皆さんで農地パトロールをして確認していますが、今回確認したのは私です。平成29年度にB判定になっています。
車議長	推進委員の池口委員さん、福島委員さん、何か補足説明はありますか。
池口委員	畑委員の言われるとおりですので、審議のほどよろしく願いいたします。 毎回パトロール等で、確認していますので間違いありません。
福島委員	別にありません。
車議長	説明の方終わりましたが、何かご質問ありますか。
車議長	ないようですので、裁決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	議案第12号の2 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第12号の2は承認されました。
	続きまして議案第12号の3 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第12号の3は承認されました。

車議長	続いて議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第13号の朗読
車議長	地元農業委員の影山委員さんの方から説明の方よろしくをお願いします。
影山委員	2番、影山です。 5月26日に事務局長さん、事務局の安藤さん並びに推進委員4名とご本人の小村さん立ち会いのもと、現地確認をさせていただきました。 ここはどうも小村さんがずっと前回も出てきましたが、利用権設定で作っておられて、隣がどうも自分の田だそうです。 詳しい内容は中曾委員さんの方がしっかりわかると思いますので、中曾委員さん説明をよろしくお願いいたします。
車議長	中曾委員さん、説明をよろしくお願いいたします。
中曾委員	3番、中曾です。 さきほど影山委員の言われたことしか知りません。 昔から何十年前から借りて作っておられます。完全に一窪にして、田として利用されておられます。 杉原さんも独居の老人で高齢であり、農地はほとんど貸付に出しておられます。 自分のところで作っているのは、自家用の野菜くらの農地しかありません。そういうことで、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	妹尾委員さん、何か補足説明はありますか。
妹尾委員	19番、妹尾です。 さきほどの影山委員、中曾委員の説明のとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	宅野委員さん、何か補足説明はありますか。
宅野委員	15番、宅野です。 さきほどの影山委員、中曾委員の説明のとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	説明の方終わりました。議案第13号につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
車議長	議案第13号 賛成の方の挙手をお願いします。
車議長	全員賛成。議案第13号は承認されました。
車議長	続きまして議案第14号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。
事務局	議案第14号朗読
車議長	事務局の方からの説明が終わりました。 何かご意見、ご質問は、ありませんか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第14号 農用地利用集積計画の審議について 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第14号は承認されました。

車議長	続きまして、議案第15号 農用地利用配分計画(案)の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第15号朗読
車議長	説明の方、終わりました。議案第15号につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
畑委員	事務局に確認したいことがあります。担い手機構というのは、最低今何年までなのでしょう。 前は10年とかでしたが、2年でも1年でもいいのでしょうか。
事務局	期間はあまり関係ありません。
畑委員	最初スタートの頃は、10年というような目安がありましたが、それが5年もいいとか、3年もいいとなって、今は2年をきっているということは、期間は限定しないということですね。わかりました。
井上委員	影山正人さんは、認定農業者ですか。
事務局	はい。
井上委員	そうすると2年11ヶ月の計算をして、3年したらお金がもらえますね。
事務局	これは配分計画ですので、集積計画は3年になっています。 集積計画は3年で、配分計画は県の手続きがあるので、1ヶ月遅れになります。 水田受託にしても、規模拡大の補助金にしても、集積ペースで日付は判断しますので、この内容で補助金の該当にはなりません。
車議長	他には質問ありませんか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第15号 農用地利用配分計画(案)について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第15号は承認されました。
車議長	本日の議案は、以上4件となります。
6 その他	
車議長	広報委員長の方から、『農業委員会だより』について、説明があります。
広報委員長	皆様のお手元に、『農業委員会だより』の仮の分が出来ましたので、配布させていただきました。 1ページ目が写真、2ページ目が農業委員会への利用権設定申請の締め切りが毎月25日でしたが、20日締め切りになりました。 そういったことや農地を借りた等のことが書いてあります。 それから『頑張る農家さん』に、前田さんを掲載させていただいています。 最後のページに、3年間の皆様の写真と、それから影山委員さんの写真を掲載させていただいています。 何かありましたら、事務局または私の方に連絡してください。 このままでいきますと、7月25日に全戸に配布したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
井上委員	私もこの原稿を書いたのですが、チェックしていませんが、2枚目のところで、『農地

	<p>を貸借した際、補助金等』というところで、『伯耆町担い手規模拡大促進事業交付金』というのがあります。そこに、その他という項目がありますが、全戸世帯に配布ということもありますので、その補助金が農家の方には大変いいと思いますが、他の農業をしておられない方、非農家の方々が見られたら、なぜ農業は町が指導するのかと思われるのではないかと感じがしますが、これを全部掲載して配布した方がいいのだろうかと思います。</p> <p>本人が来られた時には、こういうことで、10年で1回ではなしに、3年くらいにされませんかと口頭では言ってもいいかも知れませんが、他の人にもそのようなことを知らせる必要があるのかと思いますが、いかがなものでしょうか。</p>
車議長	非農地の家に対する配慮がないということですか。
井上委員	農家にはこんなことまでしてくれるなら、他もしてくれればいいのと思われているのではないのでしょうか。
事務局	事務局としては、井上委員さんの言われることはよくわかります。よくわかりますので、もし皆さんが削除した方がいいと思われるのであれば、削除しますが。利用権設定に来られた担い手の方には、説明はしています。
井上委員	来られた方には、おおいに関係あることですので。
畑委員	来られた人には口頭で説明するなら、これを削除してもいいのではないのでしょうか。今、井上委員さんが言われたように、非農家の方もおられるのですから。なぜ、担い手だけで、町の他の一般の人にも、もっとそういう制度を作れという話にもなりかねないですから。
事務局	要は、5年でやれば2回、3年でやれば9年で3回ということです。
井上委員	10年で1回。
事務局	そうです。
井上委員	伯耆町民にしたって、農家の人の人口の方が少ないわけですから、他の方もコロナの関係で補助金を出してほしいということにもなると思います。
事務局	これは農家へのプラスの事を考えての説明ですけど、それ以外のマイナス面の事を考えれば、削除しておいた方がいいかも知れません。一生懸命やっておられる方が、よけいなことを言われなくても済むとは思いますが。
井上委員	農業委員自体は、知っておかなくてはいけませんけど。
事務局	認定農業者さんとか、大きく水田を経営されている方たちに相談とかされた際は、3年がいいよと言っていただけると。
事務局	賃借権の契約で。使用貸借の契約なら何年でもいいですが。
影山委員	今度貸せる人には、中間管理機構を勧めないといけませんよね。出される人には10年だったら、今のお金が入って来るし、貸せる人と借りる人とは、立場が違えば、真反対になってきますから。
事務局	そこが難しいところです。下の2番の方は、今度は貸し手の方のメリットなのですが、その兼ね合いもあるので、その辺のところをうまく交渉していただけるといいですけど。
車議長	どうしますか。『その他』を削除しますか。
影山委員	私は、『その他』を削除をお願いします。
車議長	皆さん、よろしいですか。余り過ぎますか。

事務局	多分、大丈夫です。ちょうど良く配置してくれますので。
井上委員	それとその右側に、『水田経営受託促進事業交付金』というところがありますが、『水田』という表示もあるし、『田』という表示もあるので、統一した方がよいのではないですか。
事務局	『水田』に統一します。
井上委員	今日見たばかりで、申し訳ありません。
井上委員	他にもあれば、事務局か、亀山委員長の方に連絡していただきたいと思います。
事務局	6月19日までには、連絡をいただきたいです。7月の初めには広報の担当課に渡したいと思います。
井上委員	広報委員には配布してあげて下さい。
事務局	今日、皆様に送る予定です。
車議長	農業委員会の広報については、よろしいですか。
	はい。
車議長	次回7月の定例会は、来月の10日金曜日午後3時00分からこの場所で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。 次回の定例会もこのような形で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。
車議長	以上をもちまして、第3回の農業委員会定例会を終了したいと思います。
7 閉会	午前10時40分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

2番 影山忠嗣 

3番 中野和好

